

○羽島特別支援学校スクールバス借上及び運行管理委託業務（下半期分）に関する一般競争入札公告

羽島特別支援学校スクールバス借上及び運行管理委託業務（下半期分）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和2年9月23日

岐阜県立羽島特別支援学校長 奥村 哲也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約の名称
羽島特別支援学校スクールバス借上及び運行管理業務委託（下半期分）
- (2) 業務内容の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和2年10月22日（木）から令和3年3月31日（水）まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (5) 岐阜県内に本店が所在し、不測の事態等へ迅速な対応ができる者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒501-6224 羽島市正木町大浦230番地1
岐阜県立羽島特別支援学校
電話 058-392-8181
FAX 058-392-8185
E-mail c27354@pref.gifu.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間等
ア 交付期間 令和2年9月23日（水）から令和2年9月30日（水）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで
イ 交付方法 電子メールにより交付するので、上記3の(1)まで申し出ること
- (3) 入札参加資格の確認
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加者の資格に関する事項(4)の許可証の写し、(5)の不測の事態を想定した対応策について任意様式にて作成した計画書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
イ 提出期限 令和2年10月2日（金）午後4時（必着）
期限までに申請書（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般貸切旅客自動車運送事業の許可証、交通事故等の不足の事態を想定した対応についての計画書を含む）を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和2年10月5日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年10月14日（水）午前10時

イ 場 所 羽島市正木町大浦230-1
羽島特別支援学校 2階会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

(イ) 最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合

は、原則、契約を解除する。

(6) 入札公告期間から開札前までに臨時休業が決定した場合は、入札を中止する場合がある。また、これにより発生した費用は、入札参加者の負担とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。